

利用者負担について

平成17年10月6日

1. 利用者負担の見直しに必要な手続き等.....	2
(1) 所得区分認定、個別減免、補足給付の認定方法について	2
①月額負担上限額を定める際の所得区分の設定について…	2
②個別減免の収入、資産等の認定について.....	6
③補足給付の認定について.....	12
(2) 月額上限額の管理方法.....	17
(3) 生活保護・境界層対象者に対する負担軽減措置について	18
(4) 高額障害福祉サービス費について.....	22
(5) 社会福祉法人減免について.....	27
(6) 利用者負担の見直しに係るスケジュール.....	30

1. 利用者負担の見直しに必要な手続き等

(1) 所得区分認定、個別減免、補足給付の認定方法について

① 負担上限額を定める際の所得区分の設定について

- 所得区分の設定の際に低所得Ⅰの区分に該当するか否かの判定に当たっては、市町村の事務負担を考慮し、税情報を基本とする。
さらに、税情報に加えて、税情報では収入額を把握できないが、障害者に対する一般的な制度として給付される収入として、障害年金や、手当等による収入額を加えて判定することとする。

【具体的な区分の算定方法】

- 18年1月より利用者負担の月額上限額については、利用者本人の属する世帯の収入等に応じて、以下の4区分に設定する。
 - ① 生活保護・・生活保護受給世帯
 - ② 低所得Ⅰ・・・市町村民税非課税世帯であつて障害者又は障害児の保護者の収入が80万円以下である者

具体的には以下のとおり。

 - ア) 市町村民税世帯非課税であること（注1）
 - イ) アに該当するもののうち、以下の合計額が年間80万円以下の者
 - ・地方税法上の合計所得金額（注2）
(合計所得金額がマイナスとなる者については、0と見なして計算する)
 - ・障害年金等（注3）
 - ・特別児童扶養手当等（注4）

(注) 老人保健制度における高額医療費の負担区分の低所得Ⅰの基準では、雑所得での公的年金等控除額を65万円とした上で、地方税法上の各所得金額がそれぞれすべて0円であるときを要件としている。

これと同様の方法を採用した場合、

- ・各所得項目につき、それぞれ税情報を取り寄せる必要があることから、事務が繁雑となること。
- ・黒字の所得項目がないこと（所得項目のいずれもが0円であること）が要件となつてゐるため、黒字所得と赤字所得を相殺する損益通算後の合計所得金額を用いる場合より、対象者の範囲が狭くなること。

から、老人保健制度とは異なり合計所得金額を基本として、算定することとする。

③ 低所得2

・・市町村民税世帯非課税であるもののうち、②に該当しないもの

④ 一 般・市町村民税課税世帯

(注1) 市町村民税世帯非課税世帯・・その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が障害福祉サービスを受ける日の属する年度（障害福祉サービスを受ける日の属する月が4月から6月*までである場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯

*法制局と今後調整を要する事項。

(注2) 合計所得金額・・地方税法292条第1項第13号に規定する合計所得金額

(注3) 障害年金等・・障害を事由に支給される公的年金（障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給付金、障害を事由として支給される労災による年金（前払一時金含む。）等）、障害を事由に支給される年金を受給できる者が他の年金を受給できる場合に選択する可能性のある公的年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等）の公的年金**

**法制局と今後調整を要する事項

(注4) 特別児童扶養手当等・・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当

【手続き等】

○ 障害者の申請により、どの区分に該当するか市町村が認定する。（申請がなければ、基本的に④の世帯に該当するものとみなす。）

現在すでに障害福祉サービスを利用している障害者については、区分を設定するため、申請を出すように周知することが必要。

※ 負担上限額の申請と支給決定の申請は別の申請であるが、市町村の事務の便宜上、支給決定の申請様式と負担上限額の申請様式で共通化できる部分を共通化して利用することは可能。

○ 申請する際に、添付する必要のある書類は下記のとおり。

なお、法律に基づき、市町村が必要な情報について調査を行うことは可能であるが、円滑に事務を行うため、申請の際に、必要な税情報、手当の受給状況等について調査同意を取り扱い等を行うことは差し支えない。

本人の添付書類により状況が確認できる場合は、添付書類で確認する。添付書類だけで確認できない場合は、必要に応じ、税部局や社会保険事務所等に確認する。

①利用者の属する世帯の市町村民税の課税状況等が分かる資料

- ・市町村の証明書（利用者の属する世帯全員の市町村民税の課税・非課税状況）
 - ・生活保護世帯であれば、福祉事務所の証明書等
- ②利用者の属する世帯の障害年金等、特別児童扶養手当等の受給状況がわかる資料
- ・年金証書の写し、振込通知書の写し
 - ・特別児童扶養手当等の証書の写し
- 世帯の範囲については住民基本台帳上の世帯を原則とする。
- 同一の世帯に属する者を確認するため、住民票の提出を求める等により世帯の範囲の確認を行う必要がある。
- ただし、下記の場合は、住民基本台帳上同一世帯であるが、特例的に、障害者及びその配偶者を別世帯とみなす場合の取り扱いを行う。
- 特例的な取り扱いを認める場合は、障害者及びその配偶者は市町村民税非課税であるが、これ以外に同一の世帯に属する者が市町村民税課税である場合とする。
- ①同一世帯に属する他の者が障害者及びその配偶者を地方税法上、扶養控除の対象としていないこと。
 - ②障害者及びその配偶者が同一世帯に属する他の者の健康保険の被扶養者となっていない（当該世帯に属する者が全員国民健康保険の加入者である場合を含む。）こと。
- 上記の特例的な取り扱いを行う際には、申請書の他、下記について確認することとする。
- ・同一世帯に属する者の市町村民税の税情報（障害者及びその配偶者が扶養控除の対象となっていないか確認するため）
※なお、税の申告は年に1回のみとなるため、生計を別にしたため、次回税申告時には扶養控除の対象から外れることとなる者については、その旨の確認を本人から取ることにより、別の世帯とみなす取り扱いができるものとする。
 - ・障害者及びその配偶者が国民健康保険に加入していること又は健康保険の被保険者及び障害者又はその配偶者の被扶養者であることの証明（保険証のコピー等）
- 月額負担上限額については、原則として、施設入所者は毎年7月に、それ以外の者については年1回、支給決定月に直近に把握した所得状況に基づき月額負担上限額を認定する。
- 世帯員の構成等世帯の状況が変化した場合は、世帯の状況が把握できる書類を添付の上、速やかに変更の届け出をしてもらう。月額負担上限額の変更の必要があれば、変更し、翌月の初日から変更する。ただし、申請日が月の初日の

場合は、当該月の初日から変更すること。

【未申告者の取り扱いについて】

- 非課税であることから、申告をしておらず、課税・非課税の確認がとれない方については、原則として、申告し、非課税の証明書を取り、提出してもらうよう促すこととする。
- ただし、当分の間は、利用者負担の見直しに伴い、利用者の所得状況の把握に関する市町村の事務量が増えることから、非課税であるとみなすことができると市町村が判断できる場合等については、未申告であることをもって非課税である者の取り扱いを取ることができることとする。
- なお、上記の者については、合計所得金額が確定できず、収入が80万円以下であることの確認がとれないため、低所得2として取り扱うことが原則と考えられるが、市町村の判断により、その者を低所得1とみなす取り扱いをする場合は、障害基礎年金1級を受給する者とのバランスを失することがないよう、その者の収入状況等を十分に確認した上で取り扱うよう留意されたい。

② 個別減免の収入、資産等の認定について

(グループホーム入所者、施設入所者対象)

- グループホーム、施設入所者に対する定率負担の個別減免の認定にあたっては、入所者本人の収入等の状況を把握すればよいこと、人数が一定程度限られていることから、実際の収入状況を基本に、認定を行うこととする。

【手続き等】

障害者の申請により、障害者の収入額、資産を市町村が認定する。(申請がなければ、個別減免は行わない。)

このため、現在すでにグループホームに入居、施設入所している障害者については、申請を出すように周知することが必要。

【個別減免の対象者】

- 市町村民税世帯非課税である者（低所得1、2）のうち、障害者本人名義の一定の資産を有していない場合には、個別減免の対象とする。具体的な基準は以下の通り。
※ 個別減免については、障害者本人の収入、資産等の状況のみで簡易に負担能力を判断できることを要件とするため、住民票が入所（入居）前の世帯に残っている場合は、個別減免の対象としない。

1 下記ア～ウの要件をすべて満たすこと。

ア) 本人名義の預貯金等（障害者等の利子非課税（マル優）の対象となる預貯金、国債等）が350万円以下であること（2の資産を除く）。

・マル優の対象となる預貯金等であるか、又は実際に預貯金の残高が350万以下であること。

イ) 以下の不動産を除き、本人名義の不動産を有さないこと。

・現に配偶者、子、親、兄弟姉妹の一定の親族が居住している不動産（土地、建物）

・資産価値が低いことにより現実的に処分が困難であると市町村が判断した不動産

（例）負債の額が不動産の評価額を上回る場合

ウ) その他、社会通念上、個別減免の対象とするには不適切と考えられる資産を保有していないと市町村が判断すること。

（不適切と考えられる例）

・高価な貴金属を身につけている場合

・高額な株券を保有していることが明らかである場合

2 下記の場合には、資産を利用できる状態となった際に、負担能力を認定する

ことが適当であるため、個別減免の対象外となるような資産を保有しているとみなさず、実際に資産を利用できる状態となった場合に収入認定する。

ア) 将来、現金化された際に収入認定することが可能である保険商品や個人年金等の一定期間は利用できない状態にある資産

・生命保険料控除、個人年金保険料控除の対象となっている個人年金等を想定。

イ) 親等が障害者を受益者として設定する信託財産

・特定贈与信託や他益信託で一定期間解約できないなどの要件を備えたものを想定。

【減免後の額を計算する際の収入の種類ごとの負担額】

○ 減免後の負担額を算定するにあたっては、下記のア、イの通り、収入の種類に応じて負担額を算定し、その合計額を減免後の額とする。

○ 一月あたりの負担額については、下記イ①及び②の収入の種類ごとに、障害福祉サービスを受ける日の属する前年（障害福祉サービスを受ける日の属する月が1月～6月である場合にあっては、前々年）の収入の合計額を12で除した額をもとに算出する（年間の収入を把握することが困難な場合は、平均的な月収として市町村が認める額とする）。

その際、ウの障害福祉サービスを受ける日の属する前年（障害福祉サービスを受ける日の属する月が1月～6月である場合にあっては、前々年）にかかる必要経費を12で除した額をイの②から控除した額をもとに負担額を算定すること。（ウの額がイ②の額を超える場合については、当該超えた額をイ①から控除する）

ア) 負担を取らない収入

○ 特定目的収入・・国、地方公共団体等から特定の目的に充てるために支給されるもの

・地方公共団体又はその長から家賃補助として支給される手当として、実際の家賃額を超えない額

→ グループホームに入所することによって、特に必要となる家賃等に充てることを想定して地方自治体が給付している趣旨を考慮し、家賃額までは、利用者負担の負担に充てることができる収入に含まないこととする。

・地方公共団体から医療費の自己負担分として支給される手当

・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当及び特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額

・児童手当法により支給される児童手当等利用者本人の生活費以外の用途に充てることとされている金銭

・生活保護法において収入として認定されないこととされている収入（下記イにおいて明記されているものを除く）

イ) 負担を取る収入（アを除く収入）

① 稼得等収入・・就労により得た収入又は国により稼得能力の補填として給付される収入

- ・工賃等の就労収入
- ・障害年金等（障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、老齢年金、遺族年金等の公的年金、障害補償年金等労災保険法に基づく給付等）（低所得1の判定の際に年間80万円以下の収入として算定する公的年金の範囲と同様の範囲。）
- ・特別障害者手当等（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当）（低所得1の判定の際に年間80万円以下の収入として算定する範囲と同様の範囲。）
- ・その他地方公共団体が支給するもののうち、公的年金に相当するものとして市町村が判断するもの
 - ・心身障害者扶養共済の給付金
 - ・外国籍の無年金の障害者に対して年金と同様の額を地方公共団体が支給するもの

② その他の収入・・イ①以外（アを除く）のすべての収入。

- ・不動産等による家賃収入
- ・地方公共団体から支給される手当（①に該当しない福祉手当等。生活保護法において収入として認定されない部分を除く。）
- ・親等からの仕送り 等

ウ) 必要経費とするもの

- ・租税の課税額
- ・社会保険料

【個別減免の収入の種類ごとの負担額】

○ 個別減免の対象者の負担額は、下記の計算方法により、算定する。

- ① 【収入の種類ごとの負担額】に記載された収入のイ①の収入のうち、66,667円（年収80万円を12で割った額）まで（イ①の収入が66,667円に満たない場合は、不足分に、イ②の収入を充てる）・・全額控除（定率負担なし）
- ② 66,667円を超える分については、収入の種類に応じて負担額を設定
 - A) 上記イ) ①稼得等収入
 - ・グループホーム入居者・・3,000円控除の上、66,667円を超える収入額の15%を負担。ただし、109,667円（注）を超えた収入額以降は50%を負担。
 - ・施設入所者
 - (その他生活費※の額が2.5万円である者)・・3,000円控除の上、66,667円を超える収入額の50%を負担。
 - (その他生活費※の額が2.8万円又は3.0万円の者)66,667円を超える収入の50%を負担。

※ その他生活費の額（補足給付の算定の際に用いる額）

- ・20歳～59歳で障害基礎年金2級受給者 2.5万円
- ・障害基礎年金1級受給者、60歳～64歳の者、65歳以上で身体障害者療護施設入所者 2.8万円
- ・65歳以上（身体障害者療護施設入所者除く） 3.0万円

(注) 109,667円は、66,667円に3,000円40,000円を足したもの。

施設入所者、グループホーム入居者の平均的な工賃収入が40,000円であり、40,000円の収入があれば、平均的なグループホームの利用料6,000円を払ってもらえるよう、15%を設定。

就労収入については、特に他の収入と比較して低い負担額となるよう、上記の設定をしているが、平均的な工賃収入以上ある方については、負担能力があるものと考え、それ以降を50%の負担額としている。

このため、66,667円（全額控除額）+3,000円（工賃控除額）+40,000円（平均的な工賃額）=109,667円を超える額は50%負担となる。

B) 上記イ) ② その他の収入・・50%を負担。（①で全額控除の対象となつた収入除く）

○ 上記A、Bの収入の種類ごとに計算した負担額の合計額を個別減免を講じた後の定率負担額とする。（1円未満切り捨て）

例) グループホーム入居者、年金2級（66,208万円）受給、工賃収入20,000円、仕送り10,000円、国保保険料1,000円の場合

仕送り収入 10,000-1,000（国保保険料）=9,000円

→66,667円までの収入・・全額控除

66,667(年金 66,208+工賃 459)まで全額控除（全額控除に充てる場合は、稼得等収入を優先して充てる。）

3千円控除の上、15%の負担となるもの 20,000-459=19,541

(19,541-3,000) × 0.15=2,481.1

仕送り収入による負担 9,000×0.5=4,500

計 2,481.1+4,500=6,981.1=6,981円（1円未満切り捨て）

個別減免後の定率負担額・・6,981円

【個別減免の適用に当たっての算定手順】

○ 具体的な認定や負担額の算定手順は以下の方法が考えられる。

- ① 個別減免の対象者であることの認定を行う。
市町村民税世帯非課税者であること、預貯金等、資産の状況を確認する。
- ② 対象者の月収の把握及び収入の種類の分類を行う。
対象者の年間収入を、I 特定目的収入（上記ア）、II 稼得等収入（上記

イ①)、Ⅲその他の収入（上記イ②）の3つに分類し、それぞれを12で割る（月収の算定）。年収が不明の場合は、平均的な月収として考えられる額を認定する。

必要経費についても、年間分を12で割る。

③ 月収から、必要経費を控除する。

②で算定した月収のうち、Ⅲその他の収入から必要経費を控除。必要経費の額がその他の収入より多い場合は、控除した残りの額をⅡ稼得等収入から控除。

④ 月収から、負担を取らない部分を控除する。

稼得等収入から66,667円を控除。稼得等収入が66,667円より少ない場合は、残りの額をその他収入から控除する。

⑤ 負担を取る部分について、額を算定する。

ア 対象者がグループホーム入居者の場合

④の66,667円を控除した残りの額について、

- ・稼得等収入の場合は、3千円控除の上、15%を乗じる。
- ・その他の収入の場合は、50%を乗じる。

イ 対象者が施設入所者の場合

④の66,667円を控除した残りの額について、

- ・稼得等収入の場合は、

（対象者がその他生活費※2. 5万円の者）3千円控除の上、50%を乗じる。

（対象者がその他生活費※2. 8万円又は3. 0万円の者）50%乗じる。

- ・その他収入の場合は、50%を乗じる。

※ その他生活費の額（補足給付の算定の際に用いる額）

- ・20歳～59歳で障害基礎年金2級受給者 2. 5万円
- ・障害基礎年金1級受給者、60歳～64歳の者、65歳以上で身体障害者療護施設入所者 2. 8万円
- ・65歳以上（身体障害者療護施設入所者除く） 3. 0万円

⑥ ⑤で算定した額の合計額を定率負担の上限額とする。合計した後、1円未満は切り捨て。

【添付書類等】

○ 障害者が申請する際に添付する必要のある書類は以下のとおり。

＜資産の状況がわかる書類＞

① 保有する預貯金等の額が350万円未満であることが分かる資料

- ・年金等が振り込まれる本人が主に利用している通帳、預貯金額が最も多い通帳の写し

- ・マル優の非課税の証明書（非課税貯蓄申込書）

- ・その他申告の内容により必要と認められる書類（例えば、国債等を保有していることを申告した場合の国債等の写しなど）

② 居住用以外の不動産を保有していないことが分かる資料

- ・本人が居住する市町村における証明書（固定資産税）
- ・本人名義の固定資産がある場合は、配偶者、子、親、兄弟姉妹の一定の親族が居住していることが分かるもの（住民票）

③ その他市町村が必要と認める資料

<収入の状況がわかる書類>

① 本人の収入額が分かるもの

- ・年金証書、振込通知書、手当の証書等
- ・工賃等の就労収入額の証明書（通所している先の事業所等の証明）
- ・源泉徴収票
- ・市町村の課税・非課税証明書
- ・市町村が支給する家賃補助、手当等の額が分かる書類
- ・その他申告の内容により必要と認められる書類

② 必要経費の額が分かるもの

- ・市町村の課税・非課税証明書
- ・国民健康保険の保険料等を納付した証明書等

③ その他

- ・グループホームの家賃額（事業者の証明書）

○ 原則として、申告の際に必要な通帳の写しや税の証明書等が添付されればよいこととする。

ただし、申告の内容に虚偽の疑いがあると市町村が判断した場合等については、必要に応じて調査を行うこととする。

（具体的な調査方法の例）

- ・税部局に対する情報の確認
- ・申請者の居住する場所から最寄りの主要な金融機関への問い合わせ

③ 補足給付の認定について

(1) 20歳以上の入所者

【手続き等】

障害者の申請により、障害者の収入額を市町村が認定する。(個別減免や月額負担上限額の認定の申請と併せて行う。)

このため、現在すでに入所している障害者については、申請を出すように周知することが必要。

【補足給付の対象者】・・・生活保護、低所得1、低所得2の者

【具体的な認定方法】

- 原則として、個別減免、月額負担上限額の認定の申請と併せて行う。
- 収入額については、申告の際に必要な通帳の写しや税の証明書等が添付されていればよいこととする。(個別減免の際の添付書類を活用する)
- 補足給付の算定に係る収入額については、個別減免における収入と基本的に同じ考え方とする(個別減免においては、3種類に分類していた収入を2種類に分類する点以外は基本的に同じ)。

具体的には、障害福祉サービスを受ける日の属する前年(障害福祉サービスを受ける日の属する月が1月~6月である場合にあっては、前々年)の収入の合計額を12で除した額をもとに算出する(年間の収入を把握することが困難な場合は、平均的な月収として市町村が認める額とする)。

その際、ウの障害福祉サービスを受ける日の属する前年(障害福祉サービスを受ける日の属する月が1月~6月である場合にあっては、前々年)にかかる必要経費を12で除した額をイ)から控除した額をもとに負担額を算定すること。

ア) 負担を取らない収入

- 特定目的収入・・国、地方公共団体等から特定の目的に充てるために支給されるもの
 - ・地方公共団体から医療費の自己負担分として支給される手当
 - ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当及び特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額
 - ・児童手当法により支給される児童手当等利用者本人の生活費以外の用途に充てることとされている金銭
 - ・生活保護法において収入として認定されないこととされている収入(下記イ)に明記しているものを除く)

※ 地方公共団体又はその長から家賃補助等の施設に入所することによって係

る費用について補助するものについては、すでに補足給付により施設に入所することによりかかる食費・光熱水費等について公費が給付されているため、グループホームとは異なり、特定目的収入としない。

- イ) 負担を取る収入（ア）を除く収入）（個別減免と異なり、稼得等収入とその他収入の区別はなし）
- ウ) 必要経費とするもの
 - ・所得税等の租税の課税額
 - ・社会保険料

【具体的な計算方法】

- 補足給付については、日額として額を確定する。
- 算定手順としては、月収を元に算定した月額の補足給付を30.4で除して日額を算定（1円未満切り上げ）する。
- ① 上記イ）からウ）を控除した額を12で除して得た額（以下、認定収入額という。）が66,667円以下の場合

$$\text{負担限度額（月額）} = \text{認定収入額} - \text{その他生活費の額}^*$$

* その他生活費の額

- ・20歳～59歳で障害基礎年金2級受給者 2.5万円
- ・障害基礎年金1級受給者、60歳～64歳の者、65歳以上で身体障害者療護施設入所者 2.8万円
- ・65歳以上（身体障害者療護施設入所者除く） 3.0万円

$$\text{補足給付額（月額）} = 58,000\text{円}^* - \text{負担限度額（月額）}$$

補足給付額（日額）=補足給付額（月額）÷30.4（1円未満切り上げ）
ただし、補足給付額（月額）が36,000円を超える場合には、36,000円とする。

また、補足給付額が実際に要した費用を超える場合は、実際に要した費用を補足給付額とする。

- ② 認定収入額が66,667円を超える場合

$$\text{負担限度額（月額）} = (66,667\text{円} - \text{その他生活費}) + (\text{認定収入額} - 66,667\text{円}) \times 0.5$$

$$\text{補足給付額（月額）} = 58,000\text{円}^* - \text{負担限度額（月額）}$$

$$\text{補足給付額（日額）} = \text{補足給付額（月額）} \div 30.4 \text{（1円未満切り上げ）}$$

補足給付額が実際に要した費用を超える場合は、実際に要した費用を補足給付額とする。

* 58,000円については、補足給付を支給する基準額として暫定的に設定しているが、今後、経営実態調査等の実績を踏まえ、変更する可能性がある。

(例) 55歳、年金2級(66,208円)受給、工賃収入20,000円、仕送り10,000円、国保保険料1,000円

$$\text{認定収入額} = 66,208 + 20,000 + 10,000 - 1,000 = 95,208$$

$$\text{負担上限額} = 66,667 - 25,000 + (95,208 - 66,667) \times 0.5 = 41,667 + 14,270.5 = 55,937.5$$

$$\text{補足給付額(月額)} = 58,000 - 55,937.5 = 2,062.5$$

$$\text{補足給付額(日額)} = 2,062.5 \div 30.4 = 67.8 = 68 \text{ (1円未満切り上げ)}$$

【補足給付支給に当たっての算定手順】

○具体的な認定や負担額の算定手順は以下の方法が考えられる。

① 補足給付の対象者であることの認定。

市町村民税世帯非課税者であることを確認する。

② 対象者の月収の把握及び収入の種類の分類を行う。

対象者の年間収入を、ア) 負担を取らない収入(特定目的収入)とイ) 負担を取る収入の2つに分類し、12で割る(月収の算定)。年収が不明の場合は、平均的な月収として考えられる額を認定する。

必要経費についても、年間分を12で割る。

③ 月収から、必要経費を控除する。

②で算定した月収のうち、負担(※)を取る収入から必要経費を控除する。

④ 対象者の「その他生活費」の額を確認する。

※ その他生活費の額

・20歳～59歳で障害基礎年金2級受給者 2.5万円

・障害基礎年金1級受給者、60歳～64歳の者、65歳以上で身体障害者療護施設入所者 2.8万円

・65歳以上(身体障害者療護施設入所者除く) 3.0万円

⑤ 対象者の収入額に応じて、補足給付額を計算する。

ア 月収が66,667円以下の場合

・負担限度額(月額) = 認定収入額 - その他生活費の額

・補足給付額(月額) = 58,000 - 負担限度額

(補足給付額が36,000円を超える場合は、36,000円を補足給付額とする。また、実際に要した費用が補足給付額を超える場合は、実際に要した費用を補足給付額とする。)

・補足給付額(日額) = 補足給付額(月額) ÷ 30.4 (1円未満切り上げ)

イ 月収が66,667円を超える場合

・負担限度額(月額) = (66,667円 - その他生活費) + (認定収入額 - 66,667円) × 0.5

・補足給付額(月額) = 58,000 - 負担限度額

(実際に要した費用が補足給付額を超える場合は、実際に要した費用を補足給付額とする。)

・補足給付額(日額) = 補足給付額(月額) ÷ 30.4 (1円未満切り上げ)

【添付書類】

<収入の状況がわかる書類>

(個別減免の添付書類で足りる場合はそれにより確認)

① 本人の収入額が分かるもの

- ・ 年金証書、振込通知書、手当の証書等
- ・ 工賃等の就労収入額の証明書（通所している先の事業所等の証明）
- ・ 源泉徴収票
- ・ 市町村の課税・非課税証明書
- ・ その他申告の内容により必要と認められる書類

② 必要経費の額が分かるもの

- ・ 市町村の課税・非課税証明書
- ・ 国民健康保険の保険料等を納付した証明書等

ただし、申告の内容に虚偽の疑いがあると市町村が判断した場合等については、必要に応じて調査を行うこととする。

(2) 20歳未満の入所者

【手続き等】

障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」という。）の申請により、月額負担上限額の所得区分に応じて、市町村が認定する。

このため、現在すでに入所している障害者等については、申請を出すように周知することが必要。

なお、18、19歳の障害者については、保護者等の障害者を監護する者の属する世帯の所得区分を認定して、決定する。

【具体的な認定方法】

- 原則として、月額負担上限額の認定の申請と併せて、補足給付の申請を行う。
- 月額負担上限額の区分に応じて下記の額を給付。（ただし、実際に要した費用が補足給付額を超える場合は、実際に要した費用を補足給付額とする。）

①生活保護世帯

補足給付額(月額) = 25,000 円* (その他生活費) + 15,000 円** (定率負担相当額) + 58,000 円 - 50,000 円 (地域で子どもを養育するのに通常要する費用) = 48,000 円

補足給付額(日額) = 48,000 ÷ 30.4 = 1,578.9 = 1,579 円 (1円未満切り上げ)

②低所得 1

補足給付額(月額) = 25,000 円* (その他生活費) + 15,000 円** (定率負担相当額) + 58,000 円 - 50,000 円 (地域で子どもを養育するのに通

常要する費用) =48,000 円

補足給付額（日額）=48,000÷30.4=1,578.9=1,579 円（1円未満切り上げ）

③低所得 2

補足給付額（月額）=25,000 円*（その他生活費）+15,000 円**（定率負担相
当額）+58,000 円-50,000 円（地域で子どもを養育するのに通
常要する費用）=48,000 円

補足給付額（日額）=48,000÷30.4=1,578.9=1,579 円（1円未満切り上げ）

④一般世帯

補足給付額（月額）=25,000 円*+定率負担額***+58,000 円-79,000 円（地
域で子どもを養育するのに通常要する費用（所得階層ごと））

補足給付額（日額）=補足給付額（月額）÷30.4（1円未満切り上げ）

* 18歳未満の場合は、教育費相当分として、25,000 円に 9,000 円加算し、34,000 円とする。

** 生保及び低所得 1, 2 の定率負担額は実際の負担額にかかわらず 15,000 円と
する。

*** 定率負担額については、当該利用者に係る単価／日×30.4×0.1 によ
り算出

※ 18年4月より利用者負担が見直される20歳未満の者で、施設訓練等支援
費を支給され、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設に入所する者に
ついては、報酬単価を日額化する見直しと併せ、補足給付額については、20
歳以上と同様に、月額で算出した上で、その額を30.4で除して得た額を日
額（1円未満切り上げ）とする。

※ ただし、児童福祉施設に入所する場合については、児童福祉施設の契約制度
の導入、利用者負担の見直しは、18年10月から実施されることとなるた
め、上記の補足給付額の支給等についても18年10月から実施する。その
際の報酬単価の見直しと併せ、補足給付額の月額・日額化についても併せて
決定することとする。

なお、児童福祉施設の給付の決定については、都道府県が行うため、補足
給付額、月額負担上限額の決定等の事務についても、都道府県において行う
こととなる。

(2) 月額負担上限額の管理方法

- 月額負担上限額の管理方法については、月額負担管理表による管理方法をお示ししていたところであるが、現在、19年10月以降の国保連のシステムの検討とあわせて、別の管理方法の検討を進めているところであり、具体的方法については、10月中を目途にお示しする方向。
 - ただし、新たに示す方法によってすぐに統一的な方法によって管理できない場合もあるため、引き続き、現行の支援費制度と同様、月額負担管理表（事業者が利用者負担額と累積額を管理表に記入して利用者負担額を確認する方法）により管理する方法も差し支えないものとする。
- ※ このほか、適切な管理方法がある場合については、市町村の判断により、管理することは差し支えない。